

第2回研究会資料、議事要旨

(平成21年10月22日)



## 第2回 研究開発コンソーシアムにおける知財プロデューサーの在り方 に関する研究会

### 議題・配布資料一覧

日 時： 平成21年10月22日（木）10：00～

会 場： 経済産業省 別館1階 114号会議室  
（東京都千代田区霞が関1-3-1）

#### 1. 開会

#### 2. 議事

- 議事1：事務局作成資料説明（資料1 第1回目まとめ）
- 議事2：小野寺知財プロデューサーからの説明（資料4）
- 議事3：事務局作成資料説明（資料1～3知財プロデュースについて）
- 議事4：自由討論
- 議事5：今後のスケジュールについて（資料6）

#### 3. 閉会

#### （配付資料）

議題・配布資料一覧

委員名簿・席次表

- 資料1 研究開発コンソーシアムにおける知財プロデューサーの在り方に関する研究会
- 資料2 研究開発コンソーシアムにおける知財プロデュース（案）
- 資料3 知財プロデューサーに求められる能力（案）
- 資料4 BEANSプロジェクトにおける知財プロデューサーの活動について
- 資料5 研究開発コンソーシアムにおける知財プロデューサーの在り方に関する研究会（第1回）議事要旨
- 資料6 今後のスケジュールについて



# 研究開発コンソーシアムにおける 知財プロデューサーの在り方に関する研究会

(第2回 事務局作成資料)

2009年10月22日

(独)工業所有権情報・研修館

1

---

## 目 次

### 1. 第1回目 まとめ

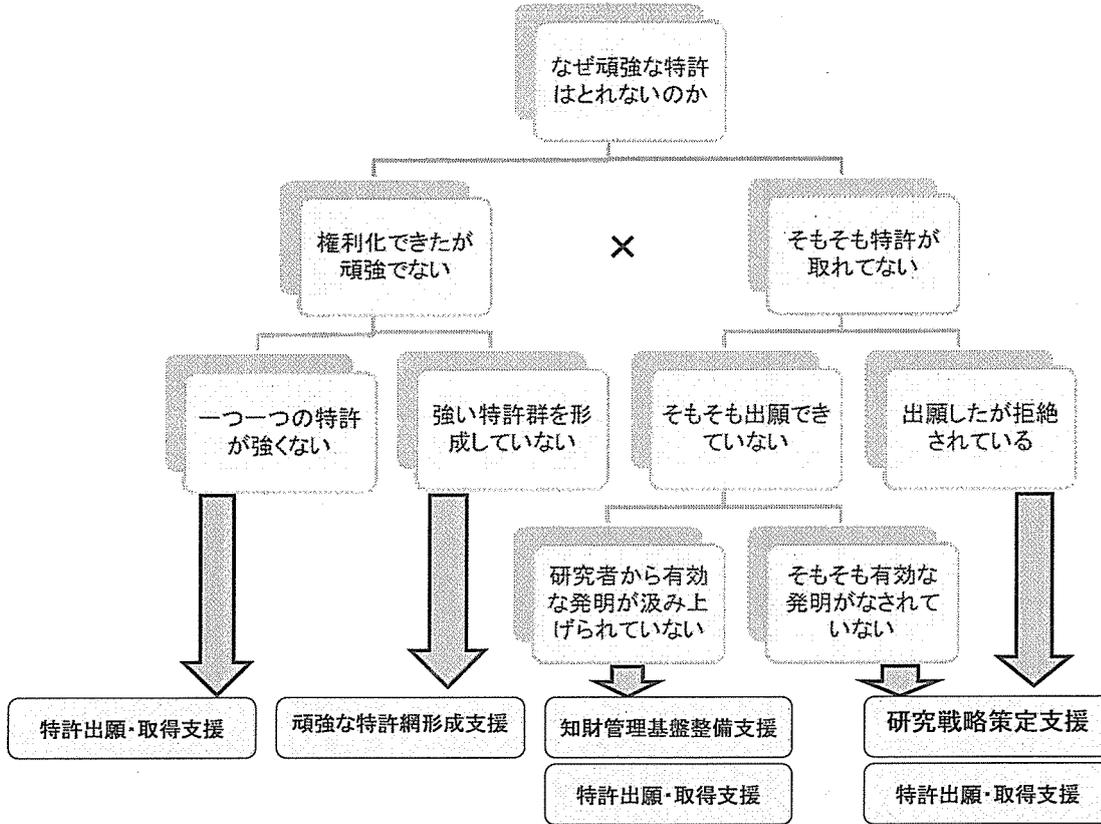
- 1. 1 なぜ頑強な特許が取れないのか？
- 1. 2 「出口イメージ」とは？
- 1. 3 「目利き」とは？
- 1. 4 その他の留意事項
- 1. 5 IMECにおけるIP帰属モデル
- 1. 6 INPITが有する各種アドバイザー

### 2. コンソーシアムにおける知財プロデュースについて(資料2)

- 2. 1 国費が投入されたコンソーシアムの目的
- 2. 2 コンソーシアムにおける知財PDの目的
- 2. 3 知財PDが有効に機能するための要件
- 2. 4 知財プロデューサーに求められる能力(資料3)

2

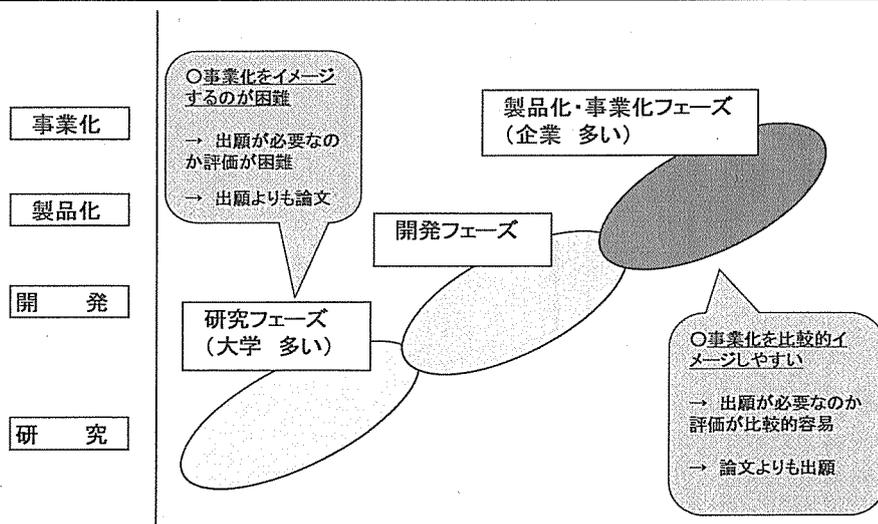
# 1.1 なぜ頑強な特許が取れないのか？



3

# 1.2 「出口イメージ」とは

**【出口イメージとは？】**  
 事業：(製品、ビジネス) 世界一小さい〇〇を作れば、市場が広がる  
 機能：(達成される機能) 〇〇の速度を飛躍的に高め世界最速のコンピュータを作る  
 技術：(基盤技術) 応用技術の基盤となる計測装置をつくる(リサーチツール等)  
 (技術の到達目標) 薄膜の薄さを1/2にする  
 知財：(特許ポートフォリオ) この分野でコア特許、及び、その周辺・関連特許網を作る。  
 その他：



4

### 1.3 「目利き」とは

- 「目利き」とは、研究成果を評価し、将来の応用・活用性等を総合的に判断して特許の出願戦略を決定すること。
- 「目利き」は、特定の個人に任せるのは現実的に困難。

→

「目利き」機能を、知財プロデューサーが中心となり、外部専門家やプロジェクト参加の研究者や知財担当者とのコミュニケーションの場を創出し、合意形成することが現実的。

5

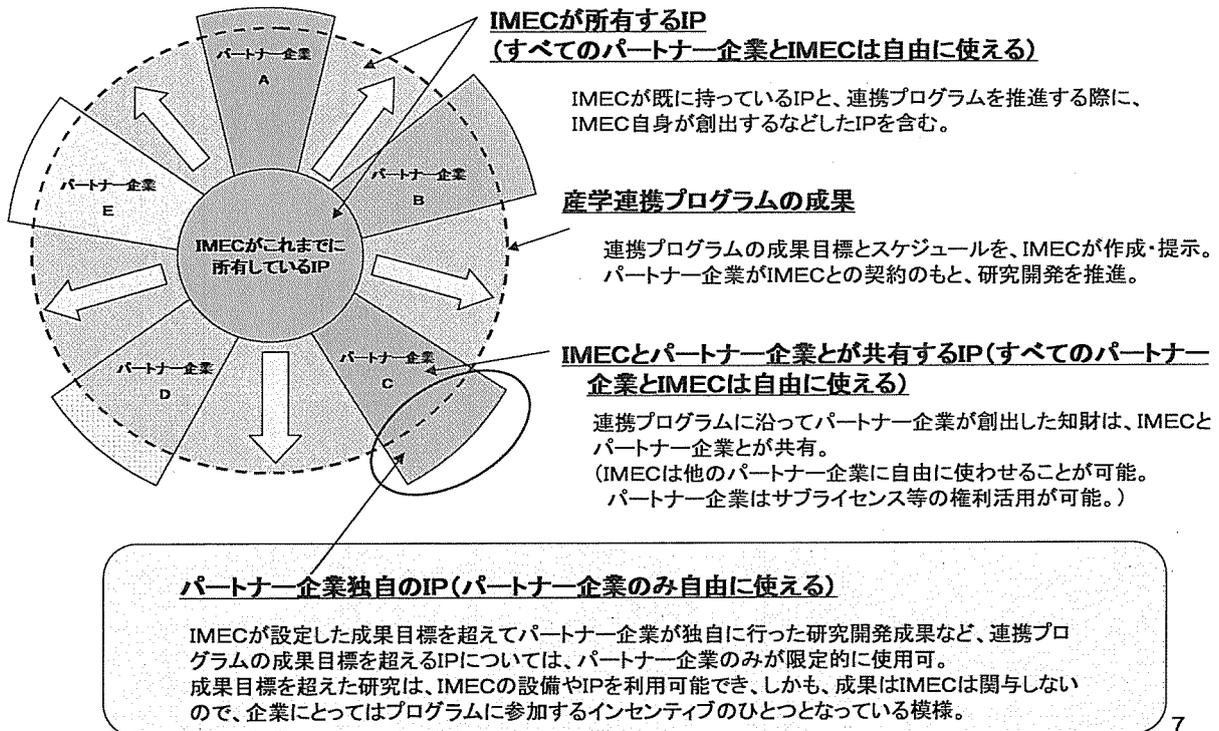
---

### 1.4 その他の留意事項

- コンソーシアムの規模の違いにより支援の体制も柔軟に適応させるべき  
例. 十数以上の大学、企業等が参加する大規模なもの(応用研究段階)  
いくつかの大学、企業等が参加する小規模なもの(基礎研究段階)
- コンソーシアムの地方大学や中小規模大学、あるいは、中小ベンチャー企業は知財管理体制が脆弱なため支援が必要  
例. 知財管理ルールや発明の汲み上げ、評価等ができる体制が十分でない。
- 技術分野の違いにより、知財管理の考えが異なる  
例. バイオ、医薬のリーサーチツール(創薬のツールとなる基盤技術)  
半導体等のプロセス技術(ノウハウが重要)  
多くの部品等からなる装置(1つの権利では製品はできない)

6

# 1.5 IMECにおけるIP帰属モデル(宿題)



(IMEC石谷氏講演資料等を参照)

# 1.6 (独)工業所有権情報・研修館が有する各種アドバイザー比較表

	大学知的財産アドバイザー	特許流通アドバイザー	特許情報活用支援アドバイザー
設立	平成14年度	平成9年度	平成16年度
目的	大学の知的財産管理体制の構築	特許流通の促進	特許情報等の活用の促進
支援対象	大学知的財産管理部門	企業・大学等	中小・ベンチャー企業等
派遣人数	15名	92名(自治体52、TLO38、経産局2)	53名
派遣先機関数	18大学・2研究開発プロジェクト(延べ52大学)	79機関(自治体43、TLO34、経産局2)	45地方自治体
主な業務内容	①大学の知的財産本部整備状況の調査・診断 ②知的財産管理体制構築プランの策定、支援課題に対する指導・助言 ③人材育成を目的とした実務 ④知的財産の普及啓発	①企業訪問等による企業ニーズ、技術シーズ、その他、関連情報の収集 ②収集情報の整理・分析、特許流通可能性の検討及び案件の類別並びに採用案件の選択 ③特許流通の成功に向けた準備 ④特許流通の契約(実施許諾、譲渡等)に関する支援 ⑤各自治体において雇用された技術移転専門人材に対するOJT等による人材育成支援	①先行技術調査・特許管理の的確化・権利情報検索の初心者等への支援 ②特許情報検索の初心者等への支援 ③Fターム等、各種検索システム活用に関する支援 ④個別技術分野における研究開発動向の調査・分析への支援、特許情報の抽出・加工への支援
主な採用条件	必須要件 ① 知的財産制度に関する高度な専門的知識を有し、知的財産管理部門における十分な実務経験を有すること。 ② 知的財産活動に関して指導的業務(管理職又はそれに相当)に携わった経験を有し、知的財産管理部門の人材育成能力を備えていること。 ③ 大学の状況及びニーズに応じて、知的財産管理体制構築のプランニングができること。 ④ 大学における知的財産管理部門の構築支援についての情熱と、大学の組織に柔軟に対応できるメンタリティを備えていること。	①の経験を7年以上有し、かつ①～④の経験を合計で15年以上有すること。 ①ものづくりの経験 ②技術営業経験 ③技術供与(技術指導)又は技術導入の経験 ④特許ライセンス業務(交渉・契約)の経験	①企業、大学、研究機関、特許事務所等において、5年以上の特許情報の検索実務経験を有し、かつ知的財産権制度に関する専門的知識を有すること。

※派遣人数は平成21年10月1日現在

## 2. コンソーシアムにおける知財プロデュースについて(資料2)

### 2. 1 国費が投入されたコンソーシアムの目的

### 2. 2 コンソーシアムにおける知財PDの目的

### 2. 3 知財PDが有効に機能するための要件

### 2. 4 知財PDに求められる能力(資料3)

9

---

## 2. 1 国費が投入されたコンソーシアムの目的

当該技術分野の産業の国際競争力の強化を図るとともに、  
更なる研究開発の促進・活性化につながる研究成果を創出すること。

### そのためには、以下の共通認識が必要

- 特定企業のためのプロジェクトではない  
→ 我が国の当該分野の産業の発展のため、成果を共有できることが望ましい
- 企業の利害を超えて、他の研究者との相乗的な研究開発効果を意識し、主体的に参加する  
→ 単なる情報収集のみの参加にしない
- コンソーシアムで創出した成果は、コンソーシアム内で情報共有する  
→ 情報をシェアしないまま、こっそり自社に持ち帰らない
- プロジェクトに関連する各参加企業等が有する既存の特許情報は、開示し共有する  
→ 既存の知財情報を共有し、研究効率を高め、成果を活用しやすくする

10

## 2.2 コンソーシアムにおける知財PDの目的

国費が投入されたコンソーシアムの目的の達成のため、

- 知財プロデュース、即ち研究戦略や事業戦略踏まえ、コンソーシアムから創出された技術シーズについて、戦略的な知財ポートフォリオを構築する。

そして、知財プロデュースの実現のため、

- 知財プロデューサーは、外部専門家を適宜活用し、知財戦略の策定及び遂行をコンソーシアム内で統括する。

11

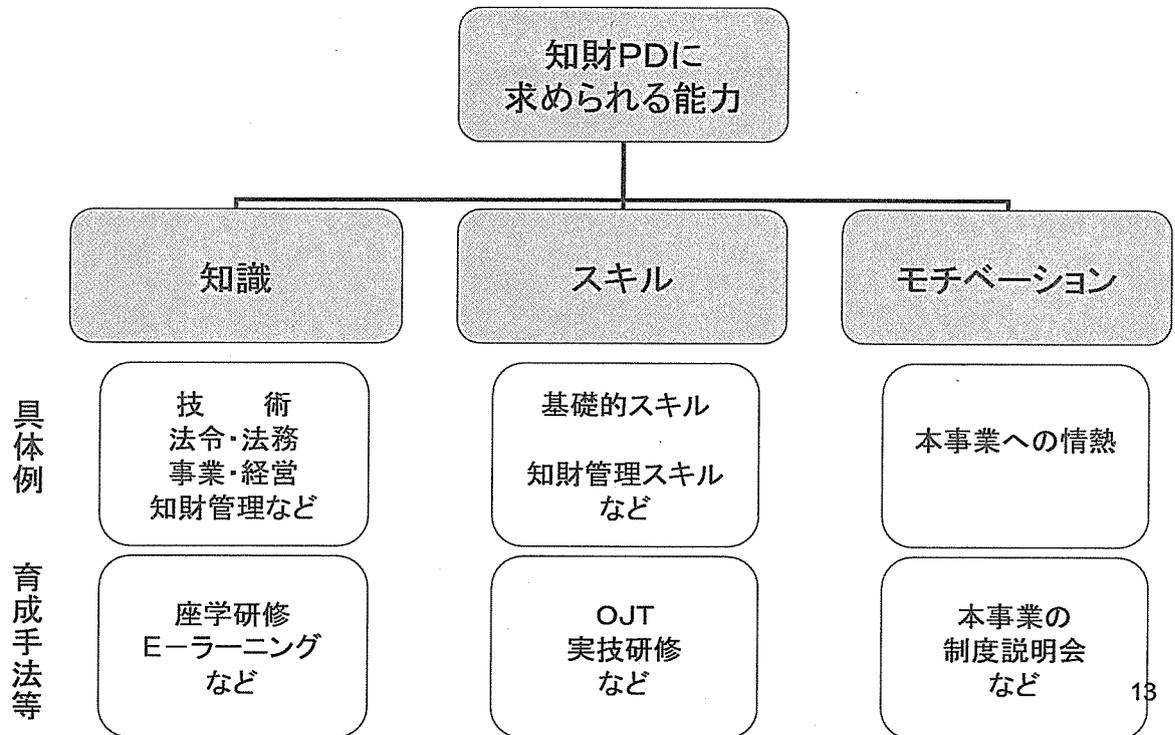
---

## 2.3 知財PDが有効に機能するための要件

- 知財PDの能力 : 別掲
- 知財PDの権限: 知財戦略の策定と遂行の統括。PL顧問、PL補佐等。
- 外部人材との連携: 有能な外部専門家等とチームを適宜組むことが可能
- 参加メンバーの協力: 研究者および各参加企業等の知財担当部門の協力が必須。サポーティングスタッフの配置があればより良い。
- 予算の配分 : 調査外注費、その他活動費等の予算が必須
- 執務環境 : PC、机等の環境が必須。

12

## 2.4 知財プロデューサーに求められる能力





### 研究開発コンソーシアムにおける知財プロデュース(案)

人・物・金		～ プロジェクト採択時	プロジェクト初期段階	～プロジェクト推進段階	～プロジェクト終了段階	プロジェクト終了後～
【コンソーシアムの目的】 当該技術分野の国際競争力の強化を図るとともに、更なる研究開発の促進・活性化につながる研究成果の創出。	知財プロデュース→	研究戦略策定支援 →	知財戦略の策定 知財管理基盤整備支援 →	特許出願・取得支援 →	頑強な特許網形成支援 →	知財管理・活用
	【知財プロデュースの目的】 コンソーシアムの研究戦略や事業戦略を踏まえた戦略的な知財ポートフォリオの構築	・技術戦略マップや特定技術の特許マップ等を踏まえ、事業化を意識した研究戦略の策定	知財管理基盤の整備及び事業化(出口イメージ)を視野に入れたプロジェクトの知財戦略の策定とその共有	発明をもれなく吸い上げ、評価し、強い権利となるようクレーム、明細書を工夫	周辺、関連特許等、強い知財網となるよう戦略的な知財ポートフォリオを実現	公益性及び参加者のメリットのバランスを考慮した権利活用
公的資金配分機関 (知財プロデューサ協力の可能性)	研究戦略策定支援	・コンソ事業の目的の明示(知財ポートフォリオの確立、知財管理体制の確立) ・知財関係予算の配分 ・技術戦略マップとの整合や特許情報の活用		→ 定期的な評価		
知財プロデューサ (チーム) 特許情報収集・加工できる専門家、事業化を検討できる専門家 弁理士 等	知財戦略の策定 知財管理基盤整備支援		・知財戦略の策定(知財ポートフォリオの出口イメージ)			
			・知財取扱ルール等規程類の整備			
			・知財委員会等意思決定機関の設置 ・産学官間の連携方策の整備(コミュニケーションの場の創出) ・特許情報の活用による研究戦略の修正 ・知財研修、啓蒙(ルールの徹底) ・事業化(出口)イメージの共有			
			特許出願・取得支援	・研究者等とのミーティングの定期的開催 ・発明の吸い上げ ・発明の評価(知財委員会等) ・強い特許に向けた明細書等の作成支援 ・権利取得手続き		
				頑強な特許網形成支援	・プロジェクト全体で強い特許ポートフォリオの形成 ・周辺特許、応用特許への展開	
知財管理組織 (LLC等)					知財管理・活用	・知財管理業務 ・ライセンス業務
設備	PC等執務環境、国内・国外調査DB(IPDL,J-Dream II 等)、マップ化ツール(NRI等)					
予算	技術動向調査費、市場動向調査費、出張費、出願費用、弁理士費用、書籍代、その他活動費					・特許管理経費 ・特許年金等費用

## 知財プロデューサーに求められる能力(案)

		研究戦略策 定支援	知財管理基 盤整備支援	特許出願・ 取得支援	頑強な特許 網形成支援	知財管理・ 活用
知識	(技術)					
	特定技術の専門レベルの知識(深く)	○	○	○	○	
	広範な関連・周辺技術の知識(広く)	○	○	○	○	
	(法令)					
	産業財産権四法		○	○	○	○
	不正競争防止法		○			
	産学官連携関連法		○			○
	・産業活力再生特別措置法					
	・大学等技術移転促進法(TLO法)					
	・産業技術力強化法					
	・技術研究組合法					
	審査基準			○	○	
	(事業・経営)					
	技術戦略論(研究戦略、事業戦略)	○	○	○	○	
	標準化戦略論	○	○	○	○	
技術マーケティング論	○	○	○	○		
イノベーション論	○	○	○	○		
プロジェクトマネジメント論	○	○				
(知財管理)						
知財契約		○			○	
知財管理規程		○			○	
スキル	(知財関連スキル)					
	特許情報活用スキル(特許マップ等)	○				
	特許明細書作成スキル(強い特許)			○	○	
	中間手続き対応スキル(中間処理対応)			○	○	
	特許ポートフォリオ構築スキル(特許の束)			○	○	
	技術動向調査活用スキル	○		○	○	
	市場動向調査活用スキル	○		○	○	
	(基礎的スキル)					
	論理的思考	○	○	○	○	
	主体性(自ら問題点を発見し、解決する)	○	○	○	○	
	コミュニケーション能力(調整、交渉)	○	○	○	○	
	戦略的思考	○	○	○	○	
マネジメント能力(研究、知財)		○	○	○		
モチベーション	使命感	○	○	○	○	
	誠実さ	○	○	○	○	
	本事業への熱意 等	○	○	○	○	

習得方法：知識の習得は、主に座学研修、e-ラーニング。

スキルの習得は、主にOJT、セミナー参加、実践研修。



## BEANSプロジェクトにおける知財プロデューサーの活動について 【資料4】

1. はじめに:4月以降、BEANSPJに常駐し、種々の活動に参加しながら知財プロデューサー事業について考えるとき、最近、益々本事業の重要性を感じつつある。本テーマの内容は、米国、欧州等にて存在するMEMS関係の研究団体にも今後課題とするテーマであり、日本のBEANSPJの活動は世界の注目を集めている。知財プロデューサーの存在も一部に知られており、関心を持たれている。今後、同様な活動が普及する可能性は高い。

### 2. 課題

#### 1) マンパワーが不足!!!

- ① 研究戦略関係:特許マップ作成を通じた特許分析を実施。4拠点、研究大テーマ24件に対し、21年度分析テーマ4件がMAX。
- ② 戦略的知財管理:研究グループ全体の知的財産取扱いに関する基本骨格(知的財産取扱規定)策定、日常知財管理は従来から在住の知財担当者が実施中。これらは知財プロデューサーの本来業務である。
- ③ 研究者の知財意識の向上:研究者平均的年齢は学卒2年目程度であり、外国人も含まれ、知財意識に関してはレベルアップが必要。

#### 2) 調査資金が不足!!!

- ① 上記①に関する分析必要テーマに関する手当が必要。又、外国のみに出願されているものに関しては専門家に調査依頼の必要性あり。(PL裁量経費で約100万円頂くも不足。) ➡ 知財費用(調査費を含む)が研究費として認められない!!
- ② 特許分析の結果、先端技術分野において日本人出願特許と外国人出願特許の内容において、請求項数、全頁数について大きな差が存在することが判明。この差が、外国人出願の『内容の優位性』を示すものか否かの専門家による客観的な調査が必要。



# BEANS プロジェクトにおける 知財プロデューサーの活動について

2009. 10. 22.

BEANS 研究所

知財プロデューサー

小野寺 徳郎

## 【 内 容 】

1. 研究コンソーシアムにおける知財プロデューサーの必要性
2. BEANSPJにおける知財プロデューサー業務
3. 知財プロデューサーとしてこれまで行った事と今後の課題
4. 知財プロでデューサーの在り方に関する私案

## 1. 研究コンソーシアムにおける知財プロデューサーの必要性

## 1) 研究コンソーシアムの定義

国から研究資金を受け、ある研究テーマのもとに複数の大学、研究機関、企業等が集まり共同研究を行うこと

## 2) 例えば BEANSPJ の場合

## ① 研究テーマ: 異分野融合型次世代デバイス製造技術の開発 (BEANS) プロジェクト

【背景】MEMS 技術が飛躍的に発展し、応用範囲を広げることで、国家・社会課題である『環境・エネルギー』、『医療・福祉』、『安全・安心』、分野で貢献する革新的デバイスを創製することが急務である。このためには、電子・機械製造技術と異分野の技術とを融合させ、新たな基板プロセス技術の確立が必須である。

【目的】以上の点から本プロジェクトは、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなどの様々な分野にわたるサイエンスとエンジニアリングを融合させ、将来の革新的次世代デバイスの創出に必要な新しいコンセプトに基づいた基板プロセス技術群を開発し、さらにその新しいプラットフォームを確立することを目的とする。

【期間】平成20年度～24年度

## ② 参加機関

15企業、10大学、2研究所、4団体

## ③ 具体的研究テーマ

バイオ・有機材料融合プロセス／3次元ナノ構造形成プロセス／マイクロ・ナノ構造大面積・連続製造プロセス／データベース、モデリングシミュレーション

## ④ 研究者数

・稼働研究員: 約70名

・参加研究員: 125名(交流研究員を含む)

## 3) 知財プロデューサーの必要性

現代の先端的研究である MEMS 技術は、全世界的に研究されている。例えば、先般開催された第20回マイクロマシン/MEMS 展にて紹介された研究活動としては、フランスの LETI では5000人の研究スタッフが20000平米のクリーンルームを活用して様々な研究を行い、3500件以上の特許ポートフォリオを扱っているし、ドイツの著名な研究機関であるフランクフルターでは ENAS プロジェクトを実行している。米国では、MEMS 企業が80社以上集まり、非営利組織である MIC(MEMS Industry Group)を形成し、グループ企業間の密接なネットワークを通じた情報提供等を行っている。そして、いずれのグループも次世代のデバイスとしてはバイオ等との融合を視野に入れている。

このような中、日本で活動中の BEANSPJ は注目の的であるし、先の MEMS 展での懇親会で挨拶を交わしたドイツからの出席者は、知財プロデューサー制度に興味を持っていろいろ質問を受けた。

このような背景の中で、先端的研究を世界レベルから遅滞なく戦略的に推進するために、知財プロデューサーを設置することは非常に意義のあることであり、いずれ他の外国機関も類似の制度を採用すると予想される。また、このような先端的研究コンソーシア

ムにおいては研究戦略上、将来必須の制度となると考えられる。

2. BEANSPJにおける知財プロデューサー業務
  - 別紙—1参照。
3. 知財プロデューサーとしてこれまで行った事と今後の課題
  - 別紙—2参照。
4. 知財プロでデューサーの在り方に関する私案
 

先端的な研究コンソーシアムにおける知財業務に関しては、下記に記載するような業務が考えられる。

  - ① 各研究機関共通の知的財産ポリシーの作成、知的財産取扱規定の作成
  - ② 特に、上記規定の中には次の事項が盛り込まれなければならない。
    - ・ 共同出願各社、研究機関等の権利持分関係調整法
    - ・ 知的財産の第三者へのライセンスの考え方と実施方法
    - ・ 既に各企業、研究機関等が保有している権利と新たな権利との調整法
    - ・ 別個に各企業、研究機関等が創出した利用関係のある知的財産の取扱い
    - ・ 秘密保持の方法
    - ・ その他
  - ③ 戦略的研究推進における知的財産面からの支援。
    - ・ 特許マップ、特許分析からの研究テーマ位置付け確認
    - ・ 特許マップをベースとした戦略的な特許出願
    - ・ 出願か、又は公表又はノウハウ化の決定
    - ・ 他社関連特許の動向把握、幹部、担当研究者への情報提供
    - ・ 戦略的知財創出をするための研究者への意識づけ
    - ・ その他
  - ④ 中間処理(外国出願要否の決定、審査請求要否の決定、拒絶に関する処理)
  - ⑤ 特許件維持要否の決定
  - ⑥ 特許活用を意識したポートフォリオの構築
  - ⑦ 特許活用(実施許諾等)の効率的な実行
  - ⑧ 研究コンソーシアム終了後の知的財産の取扱い
  - ⑨ その他

これらの業務を体系的に実施するためには、次のような形が望まれる。

#### 1) プロジェクト活動初期からの参入が必要

上記の業務を全うするためには、知財プロデューサーが初めからその研究コンソーシアムに関わっていなければならない。この点、BEANSPJの場合、たまたま上位組織であるマイクロマシンセンター(MMC)に専任の知財担当者がいたために、その人がBEANSPJを兼務し、初期の知的財産都営扱い規定を定め、知財管理体制を構築している。即ち、知財プロデューサーの仕事を行ったわけである。これは、独立して利害関係のない組織

に所属しているから可能となったことであり、PJに参加している一企業の知財部の人間ができることではない。それでも大学を含めた研究機関、及び企業の合意を得るのに半年以上を費やしている。

又、研究コンソーシアム申請時に既に知財規定等が出来上がっていることを採用条件とする考え方もあるが、これは本末転倒となる危険性を秘めていて止めるべきである。

## 2) プロジェクト活動初期からの活動をスムーズに行うための試案

上記の知財プロデューサー事業をスタートから進めるための最も良い方法は、知財プロデューサーがNEDO又はJSTに配置されていて、NEDO、JST等の意志により知財プロデューサーを配置することができるようにすることである。しかし、現状を考えると不可能であるから、NEDO、JST等が知財プロデューサーの重要性をよく認識し、配置させたいPJについて特許庁等を採用決定段階から巻き込むことが望ましいと考えられる。

## 3) プロジェクト実行中の知財管理体制

知財管理を遂行する業務は知財プロデューサーと企業または研究機関の知的財産部で実施しなければならない。特に、特許出願に関しては企業が全面的に支援するようなルールを有するPJに関しては特にそうである。この中で、知財プロデューサー本来の業務は、全体的な知財管理ルールに係る部分、特許分析を通し研究戦略的にアドバイスを行う部分、PJ終了後の取扱いルール等がその業務に相当すると考えられる。

従って、研究コンソーシアムの規模によっては、企業等の知的財産部のような体制を準備することも必要となる。例えばBEANSクラスの研究プロジェクトにおいては、最低3名クラスの人員が必要となろう(知財プロデューサー1名、スタッフ1名、事務1名)。この体制は、研究コンソーシアムのテーマの数、研究員の数等により決まるものと考えられる。

## 4) プロジェクト終了後の知財管理体制

PJ終了後の知的財産の取扱いに関しては、基本的にはそれらを保有する各企業、及び各研究機関の知財部門の取扱いになる場合が多いと考えられる。従って、その種々の取扱いルールについては、コンソーシアム終了までに知財プロデューサーが立案、参加企業、研究機関の了承を得、ルール化しておく必要がある。

また、研究コンソーシアムである技術研究組合の知財部門又はNEDO、JST等の研究支援もとの知財専門部門が一定期間フォローをする体制をとることも考えられる。

以上

## 平成21年度 事業計画

BEANS プロジェクト

(役職) 氏名(事業責任者) 印

知財プロデューサー 氏名(小野寺 徳郎) 印

## ●事業計画

## 1. 研究戦略策定への支援

- 1) 各研究センターにおける主要テーマに関する特許マップ作成(国内)  
→知財プロデューサーが実施
- 2) 重要テーマに関する特許マップ作成(国内+外国)  
→外注にて実施
- 3) 上記調査結果から各研究テーマの研究動向の中での位置付け再整理、  
必要あれば研究計画の見直しに反映
- 4) 上記調査結果から特許庁等知財行政部門に提言があれば実施

## 2. 知的財産戦略策定への支援

- 1) 研究拠点会議への出席による研究進捗状況の確認  
本会議出席により知財創出時期の予測、及び2件発明提案/研究者のフ  
ォロー実施
- 2) 各センター長主催、特許検討会(仮称)への出席  
強い権利の取得に関し助言
- 3) 研究者の知財意識の向上
  - ① 各研究拠点における知財塾基礎編の実施
  - ② 特許検索法の指導(IPDL+NRI)
  - ③ 発明相談への対応
- 4) 戦略的特許出願
  - ① 可能な範囲での企業との出願前の出願戦略に関する調整
  - ② 出願前、先行技術調査の徹底
  - ③ シミュレーション特許の可能性の検討
- 5) データベースにおける知財問題の整理

## 3. 知的財産管理体制整備への支援

- 1) 大学知的財産部又は TLO との業務ペンディング事項の確認と整理
- 2) 知的財産関連会議の開催方法のルールの整理と周知化
- 3) BEANS 関連特許の管理方法検討

## 4. その他

- 1) 知財プロデューサーの在り方に関する検討

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 研究戦略策定への支援 1) 主要テーマの特許マップ作成(国内) 2) 重要テーマの特許マップ作成(国内+外国) 3) 研究テーマ位置付け再整理、研究計画 4) 特許庁等行政部門への提言	(コラーゲン等データベースに関する調査)		(粒子配列に関する調査)	(九州LIFEBEANSに関するテーマ)	(産総研MACROBEANSに関するテーマ)					(立命館赤外線関連テーマ)		
2. 知的財産戦略策定への支援 1) センター長主催特許検討会への出席 3) 研究者知財意識レベルアップ ①各研究拠点における知財塾実施 ②特許検索法指導 ③発明相談への対応 4) 戦略的特許出願 5) データベースにおける知財問題の整理				(九大)	○(東大) ○		○(九大) ○		○(産総研) ○			
3. 知的財産管理体制整備への支援 1) 大学知財部等とのベンディング事項整理 2) BEANS関連特許の管理・活用方法					(東大とBEANSとの会議に出席)							
4. その他 1) 知財プロデューサーの在り方に関する検討												

別紙一2

# 知財プロデューサー 業務紹介

(パテントマップ作成)

2009. 09. 24

BEANS 研究所、知財プロデューサー

小野寺 徳郎

4月から各センター長が進めている研究テーマにおいて、コア研究になるようなテーマについて、パテントマップを作成、特許からみた技術動向分析又はそれをベースにした特許出願へのアドバイス、その他の研究支援を行っています。

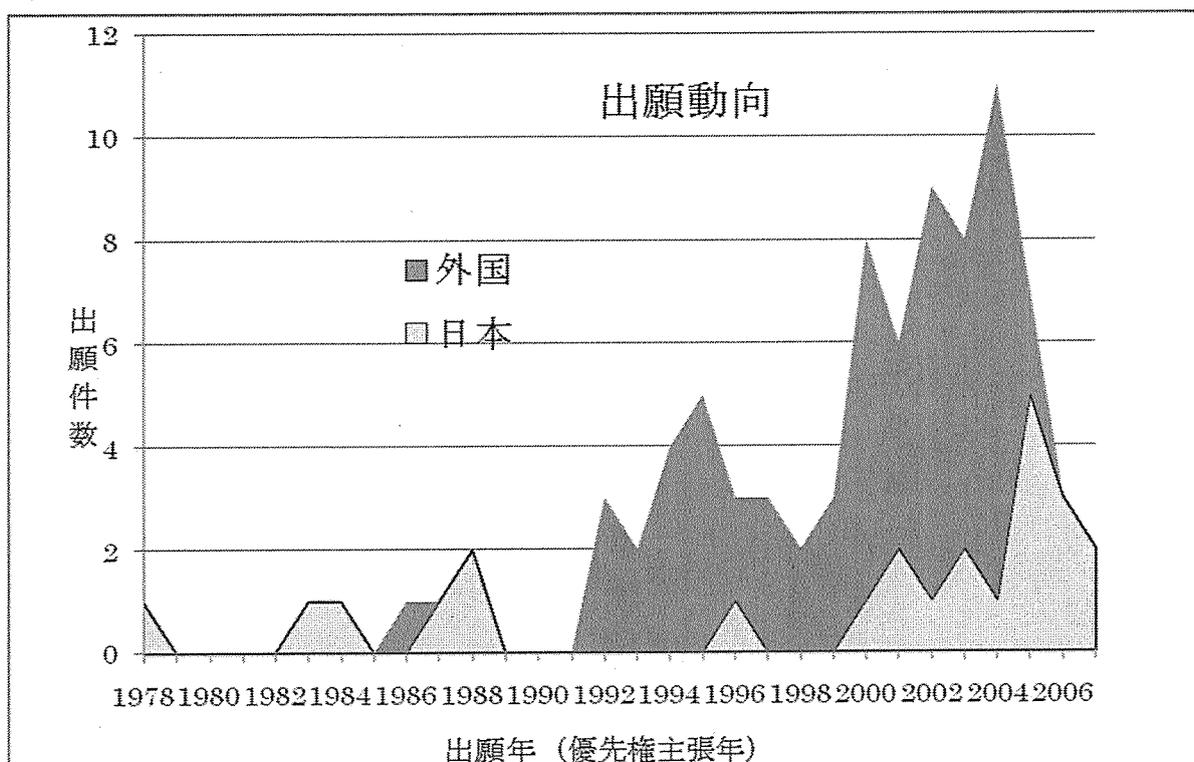
これまで東京大学拠点において、下記のパテントマップ作成、分析を行いました。

- 1) コラーゲン等ビーズに関する特許調査(竹内センター長)
- 2) 粒子配列技術に関する特許調査(杉山センター長)

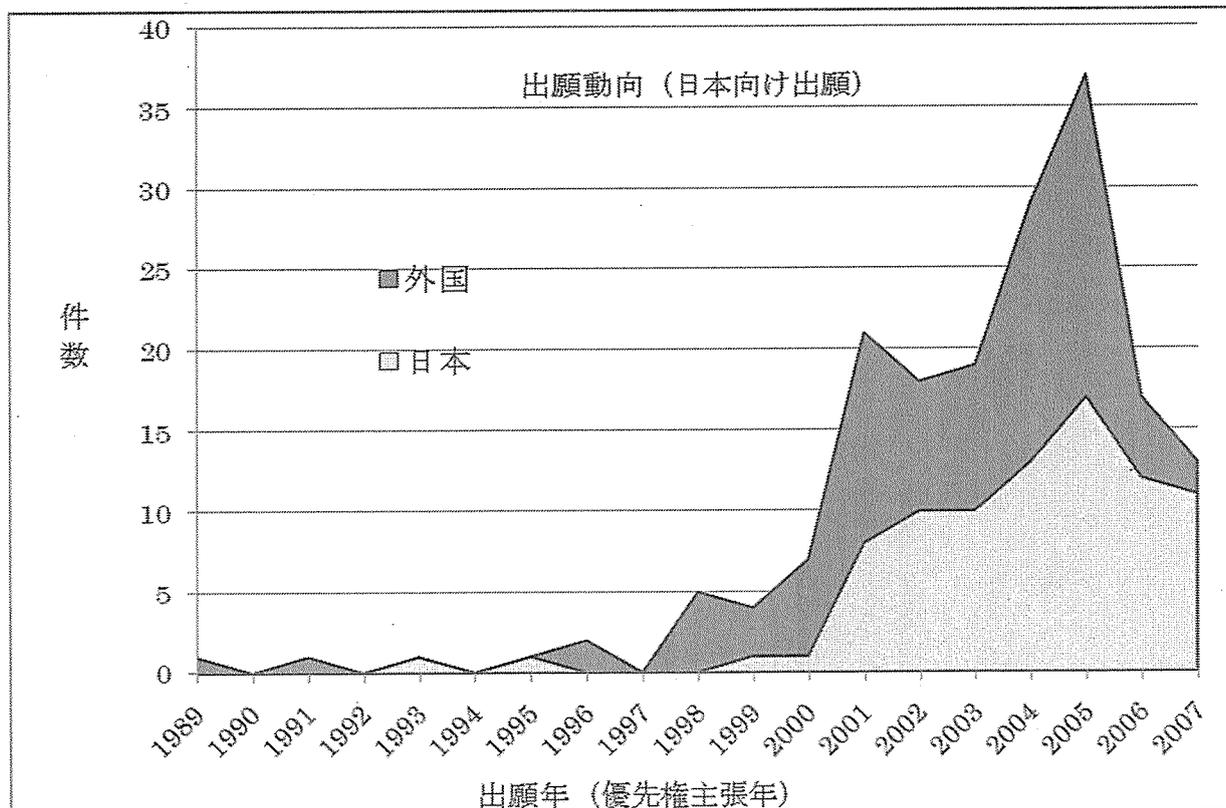
現在は安達センター長(九州大学)に関するテーマについてパテントマップ作成を進めています。以下に、上記2件の内容の一部を紹介いたします。

1. 出願動向分析

1) コラーゲン等ビーズ技術



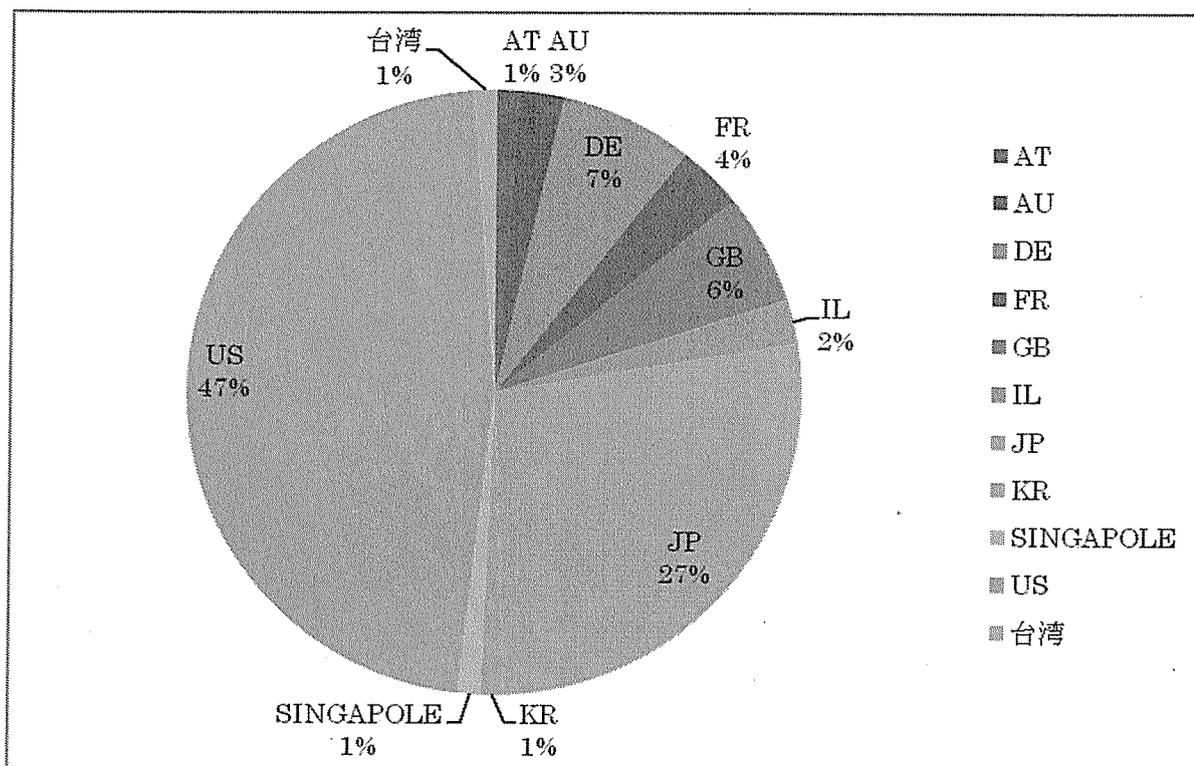
2) 粒子配列技術



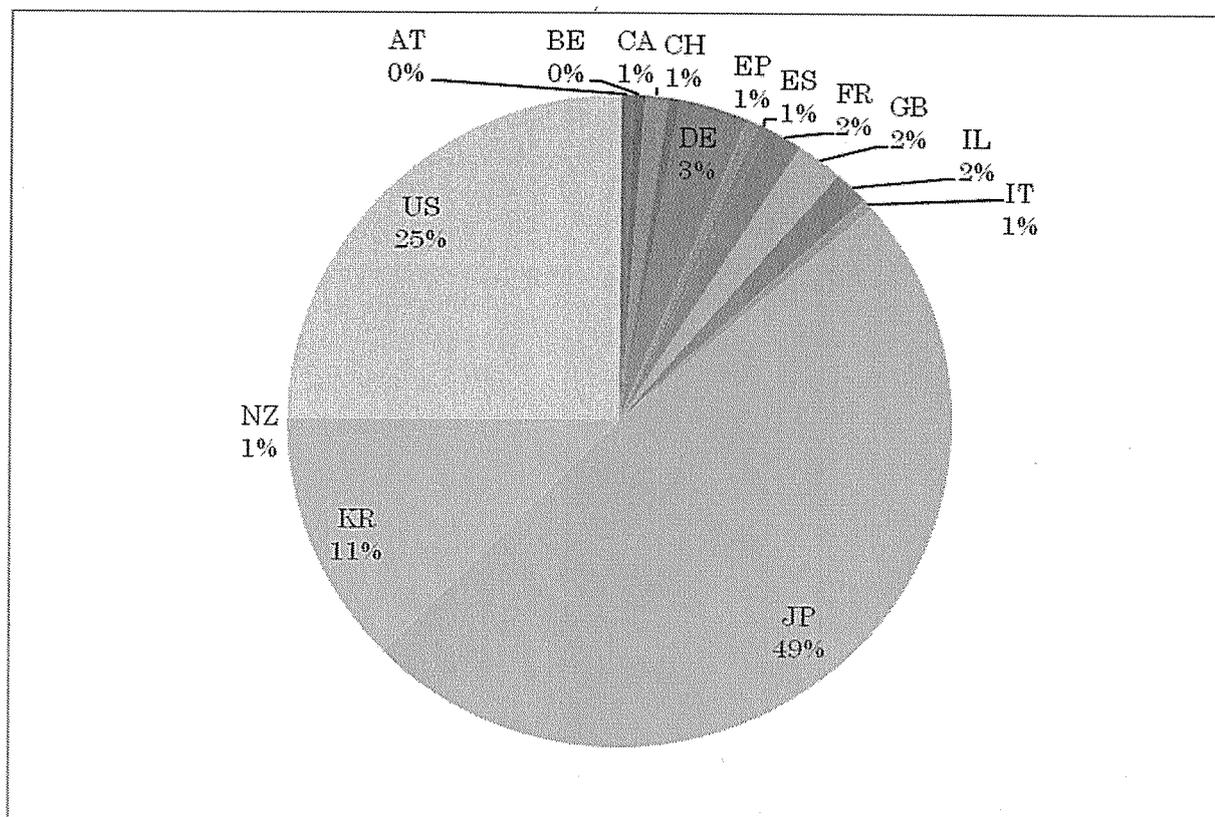
ビーズ技術のスタートは約30年前、粒子配列技術のスタートは約20年前に遡る。また、両者とも外国人出願が多いが、ビーズ技術の方がその傾向は強い。いずれも 2005、2006 年頃から外国人出願が減少しているが、これは統計上のマジックであり現在も増加の傾向は続いていると考えられる。

## 2. 出願国分析

### 1) コラーゲン等ビーズ技術



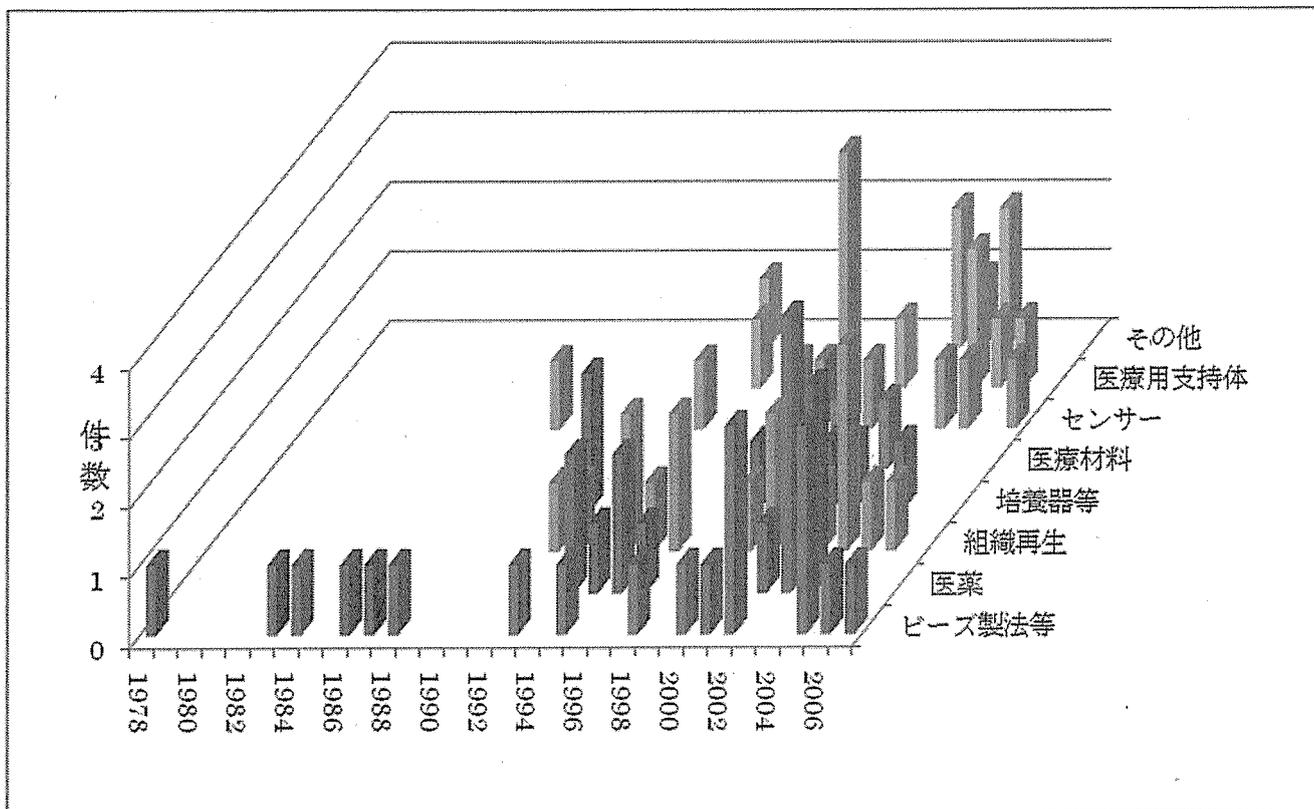
### 2) 粒子配列技術



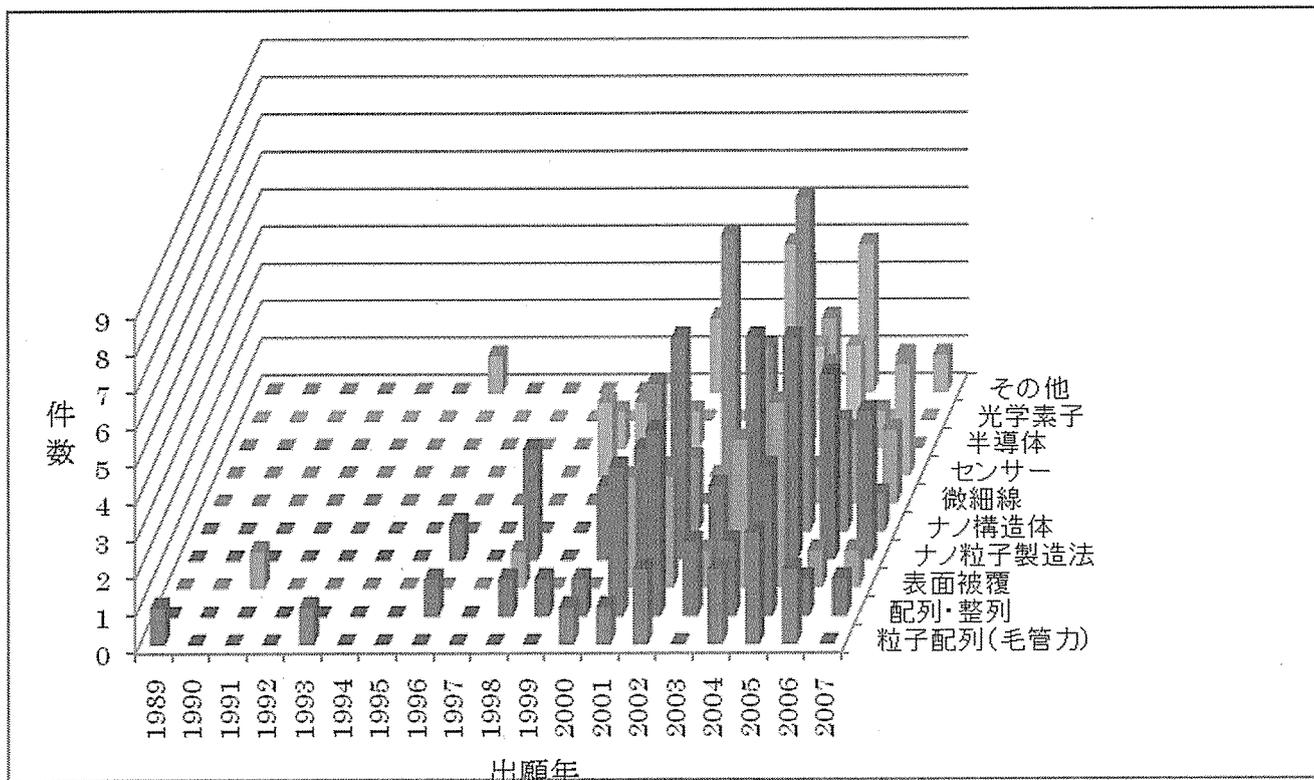
ビーズ技術の場合は約75%が外国人出願であるが、粒子配列技術の場合は約50%が外国人出願である。一般技術分野の外国人出願比率が約10%であることを考慮すると、いずれも外国人出願比率は高い。これは両技術分野の先端性を示すものとも考えられる。

### 3. 技術内容分析

#### 1) コラーゲン等ビーズ技術



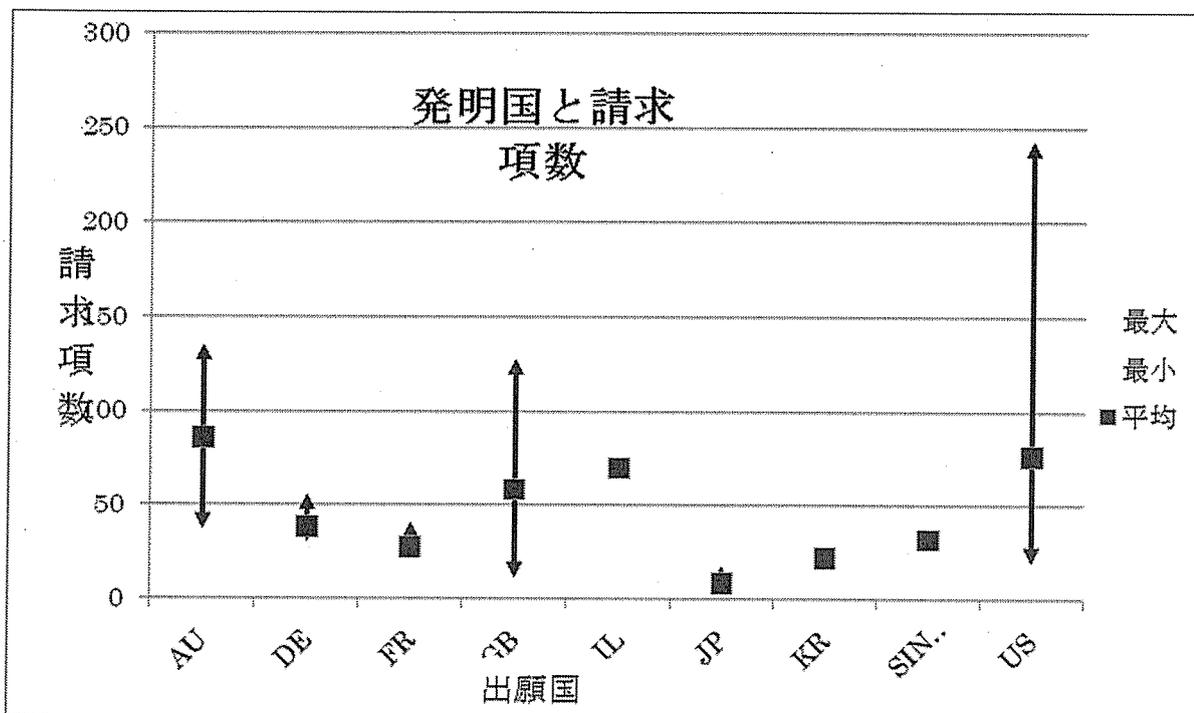
#### 2) 粒子配列技術



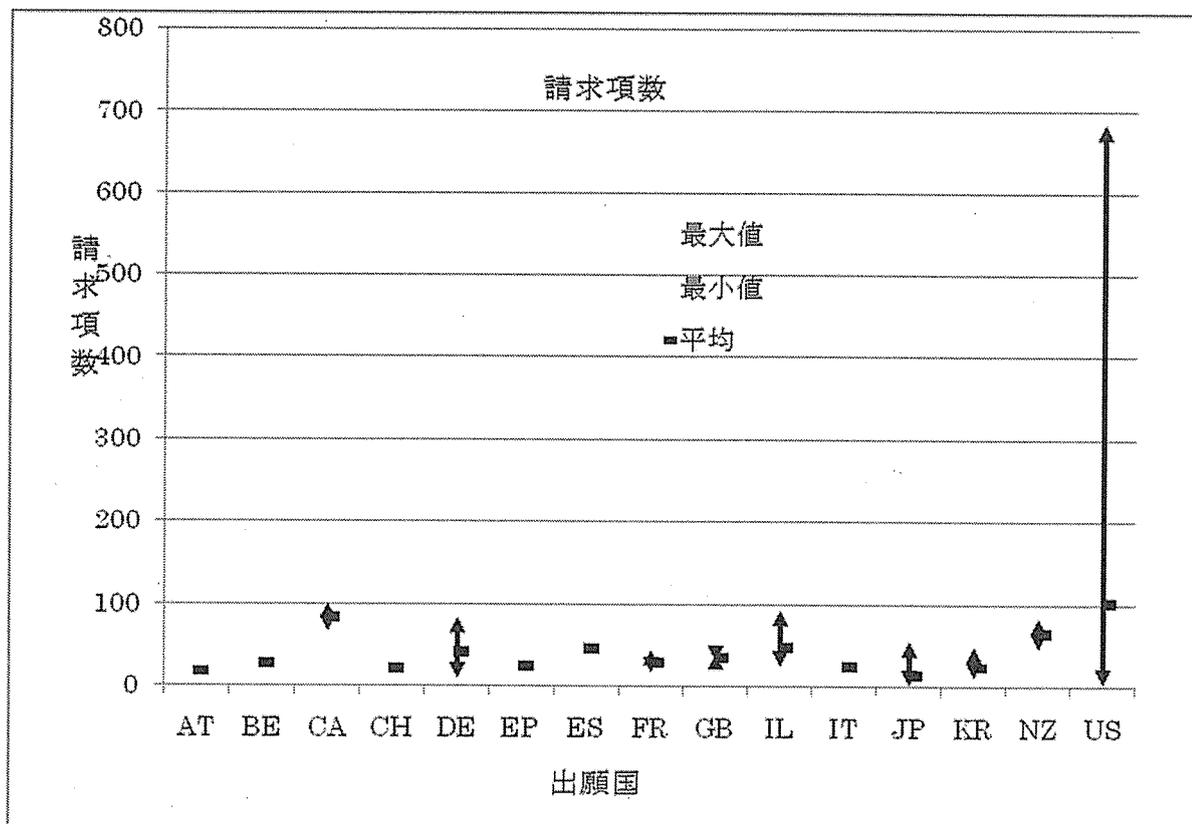
ビーズ技術、粒子配列技術共に、ある一定の時期から応用分野への出願が広がっている様子が分かる。それらはビーズ技術は1995年以降、粒子配列技術は2000年前後からである。

4. 請求項分析

1) コラーゲン等ビーズ技術



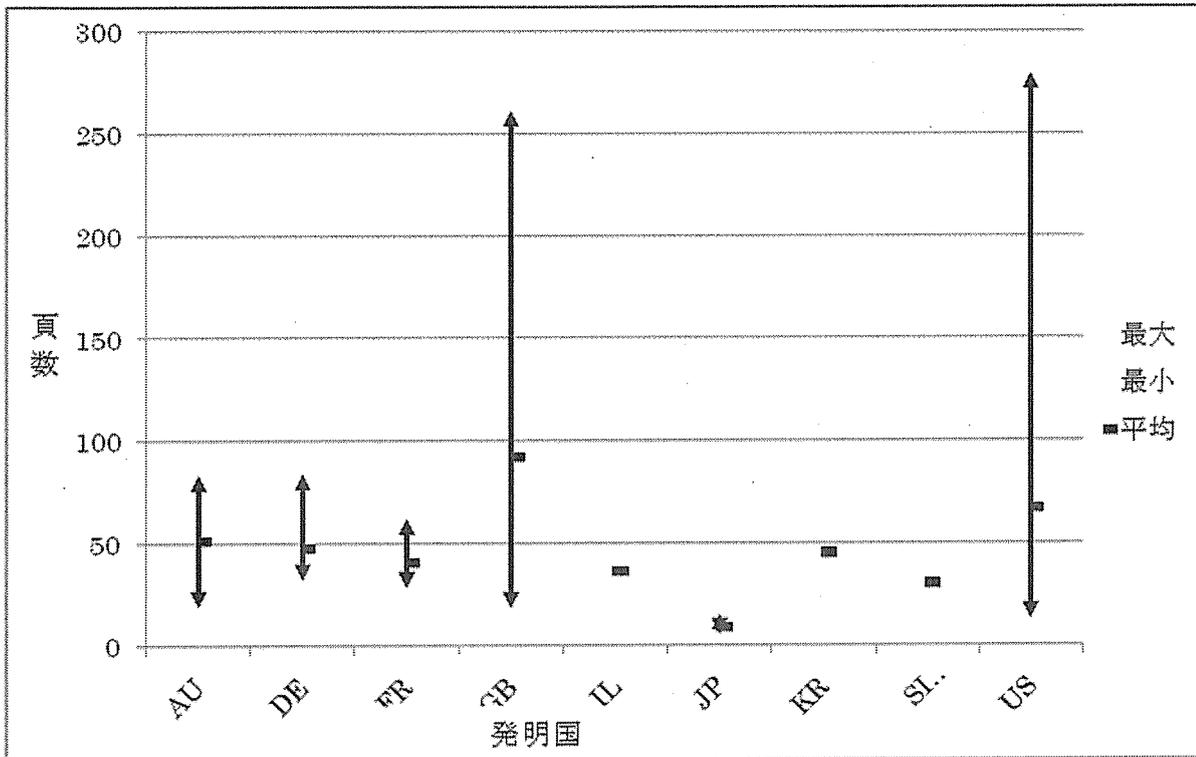
2) 粒子配列技術



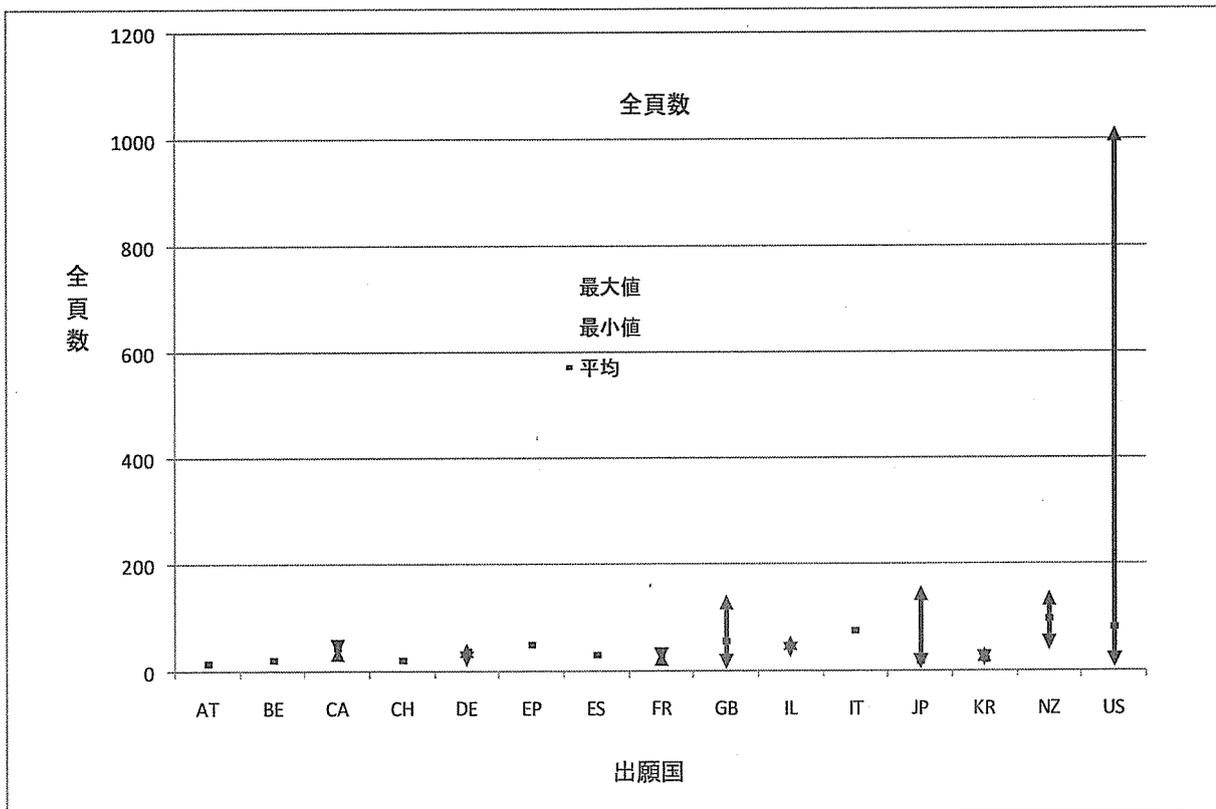
ビーズ技術、粒子配列技術において、いずれも請求項数において最少レベルに位置している。一般的に請求項数が最大なもの米国であり、700請求項数に近づく出願もある。日本出願は、請求項10項目前後でコジマリしているとも言える。

5. 明細書ページ数分析

1) コラーゲン等ビーズ技術



2) 粒子配列技術



平均ページ数に関しては、ビーズ技術の方が大きいようであり、約 50 ページ前後である。一方、日本出願においてはいずれも 10 頁前後であり、各国に比して最低レベルである。

## 7. まとめ

上記調査から、例えば次のような結論が出される。

- 1) ビーズ技術そのものは、30年前から存在する技術であるが、これまで3次元細胞培養に応用されている場合はなく、その意味で、さらに複合化された内容である昨年出願された竹内発明は新規性、進歩性を有すると判断される。
- 2) トレンチ内の壁のみに選択的に粒子配列をさせる技術は、親水面に選択的に粒子配列をさせる技術は存在するものの、他の要因を活用するものはなく新しい技術である。
- 3) 日本人出願は、外国人出願に比してコンパクトであるが、内容的に優れているか、劣っているかを至急評価する必要がある。  
————— 等である。その他、各技術分野における技術動向が把握可能である。

## 8. 課題

- 1) 現在、マンパワーの関係上、各研究拠点のセンター長が実施しているコア研究のみの分析に終わっている。従って、具体的な他の研究テーマに関する分析はなされていない。従って、今後どのように体系的な特許分析を行うか、の検討が必要。
- 2) 上記まとめの3)に関しては、日本の特許制度における本質的な問題と考える。これまで行っている特許マップ作成を通じた特許分析では敢えて本課題を無視して纏めている。本課題は特許庁審査官、外国出願を扱う特許事務所、弁理士が最も実情を理解しているものと考えられるが一度客観的な目で整理する必要があると思う。
- 3) 上記特許分析に関しては、日本国内に出願されているものに関しては、専門分野が異なるものの何とか調べながら調査することは可能と考えられる。しかし、米国のみ又は欧州のみ又はロシアのみ等に原文で出願されているものについては不可能である。しかるべく専門機関への依頼が必要であるし、先端的な基本的重要技術に関しては調査は必須と考えられ、その時の予算措置が必須と考えられる。
- 4) 現在 BEANSPJ 中での活動においては、上記特許分析ばかりでなく現在の知財管理に関するアドバイス、出願特許の先行技術調査を通じたクレーム構成アドバイス、研究員等への知財意識向上のためのセミナー等を実施している。現在は、試行錯誤で業務を行っているが、今後、将来の知財プロデューサーの在り方に関し議論を深める必要がある。

以上



研究開発コンソーシアムにおける知財プロデューサーの在り方に関する研究会  
(第2回) 議事要旨

1. 日時：平成21年10月22日(木) 10:00~12:00

2. 場所：経済産業省別館1階 114号会議室

3. 出席者

委員

座長	鮫島 正洋	内田・鮫島法律事務所	弁理士・弁護士
	加藤 泰助	東芝テクノセンター株式会社	取締役社長
	桂 正憲	(独)産業技術総合研究所	知的財産部門 部門長
(代理)	笹月 俊郎	(独)科学技術振興機構	知的財産戦略センター 戦略企画グループ 調査役
	中村 吉明	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	研究開発推進部 部長
	半田 宏	東京工業大学	統合研究院ソリューション研究機 構 教授
	渡辺 裕二	(株)アステラス製薬	知的財産部 部長

事務局

井上人材開発統括監、渋谷人材育成部長、川鍋部代、  
小野寺知財PD

4. 議事概要

(1) 小野寺PDヒアリング

事務局から配布資料1に沿って、第1回目のまとめを説明し、前回委員会から依頼のあった小野寺知財プロデューサーの活動報告について、小野寺知財プロデューサーから資料4に基づき説明があり、委員との質疑応答を行った。

概要は以下の通り。

- ・知財プロデューサーの業務項目は確立しているのか。  
→ 確立はしていない。今後議論されるものと思われる。
- ・プロジェクトに5拠点がある。もっとよい知財戦略が組めるかどうかまで議論しているのか。  
→ 各拠点の検討会に研究を統括する者と出席して議論に加わるが、マンパワーやスキルが不足と感じている
- ・特許マップは一人で作ったのか。プロジェクトにフィードバックはしているか。  
→ 一人で作っている。フィードバックはプロジェクトリーダーにしている。

- ・ 基本的には戦略を考え出願は別の者がみているのか。
- 出願も合わせてみている。
- ・ BEANSの出願はこれまでどのくらいあるか。
- 20数件出願がある。
- ・ BEANSの5拠点のうち、どの分野の出願が多いのか。
- 立命館大学が主の宇宙開発の部分が少ない。他は平均的に同じ。
- ・ 研究費から調査費用が使えないとあったが、制度上の問題か。
- 制度上の問題。PLの活動費から少額出してもらっている。
  
- ・ 権利活用の共通ルールは作っているのか。参加企業の思惑が違ってまとまらないのではないのか。
- 権利活用の共通ルールはある。国の費用だから第三者へのライセンスは可能としている。ただし、ロイヤリティーを高くし、参加企業には納得してもらっている。
  
- ・ 研究テーマは個別にしているのか、共同でしているのか。
- 個別にしている。  
(事務局補足) 遊佐PLからは、異分野の研究者が同じ場所で研究しており、それがシナジー効果を生む、と聞いた。
  
- ・ 9項目の知財プロデューサーに関する要件を1人でやっているようだが、企業でいえば知財部の全体で戦略を支えて行かないとできない。理想的な在り方はチームでさせるのではないのか。
- 小さな知財部的なものが必要と感じている。
- ・ 拠点がいくつもあり有機的な連携をとるまでは行っていないのではないのか。
- それも課題の一つと感じている。
  
- ・ 9項目のうち知財プロデューサーはどこまでやるのか。
- 全体の知財の取扱を決めることと、強いポートフォリオを作ることがメインになる。
- ・ 知財チームを作れば知財の日常業務は他に者が行いマネージャー的なことを知財プロデューサーがやるということか。
- 理想的にはそうなるのが一番いい。
- ・ コンソーシアムの知財業務と、企業の知財業務に違いはあるのか。
- 本質的には同じ。ただ、国プロなので世界の状況を、より意識しないとイケないと感じる。
  
- ・ 知財の日常業務をMEMSの知財担当者が実施しているというが、知財プロデューサーの仕事と区分けは明確か。
- 密接に連携してやっているところまでは行っていない。

- ・ポリシー、規程類は共通のひな形が作れると思うか、それともプロジェクトごとに作るべきか。

→ 共通のひな形はできると思う。

## (2) 自由討論

その後、事務局から資料1～3に沿って知財プロデューサーについて及び知財プロデューサーの能力等について説明し、その後、自由討論を行った。  
各委員の主な発言要旨は以下の通り。

### (確認事項)

- ・第2回目の目標は知財プロデューサーに求められている業務をまとめる。
- ・第3回目は能力・育成手法について議論する。

### ○ (知財プロデューサーの業務について)

- ・プロジェクト採択時に知財管理を目的とした別会社を作るなどの知財管理の大きな枠組み作りが必要。プロジェクト初期段階では自ずと知財管理のルールができてくる。
- ・別紙2には知財プロデューサー業務とあるが、知財プロデューサーが行う業務を抽出すべき。知財プロデューサーの委員会なので意識した方がよい。
- ・知財の実務と区別して知財プロデューサーの業務をどこまで求めるか議論が必要。

### (知財プロデューサーの能力について)

- ・契約法や法人設立になると組織法、法人に関する知識が必要。

### ○ (知財プロデューサーの業務について)

- ・プロジェクト当初に早く知財管理取扱規程を作るにはケーススタディや過去の事例に基づくガイドラインがあればよいのではないか。
- ・チームで支えるというのが重要。知財プロデューサーに負担がかからないように全体でバックアップしていくことが必要。
- ・知財プロデューサーの位置づけとして権限が必要。権限をもって研究計画にも関われる仕組みを作っておくことが必要。
- ・プロジェクト採択時の知財管理体制の確立は公的配分機関が勝手にやるわけではなく関係機関と話し合いながらインフラ整備をしていくことが重要。

### ○ (知財プロデューサーの業務について)

- ・派遣後に大枠を知財プロデューサーが作る前に、コンソーシアムを作る段階で知財や成果がどうなるか、国としての考え方があるべき。
- ・プロジェクトの大きさによって知財プロデューサーの役割、権限が違ってくる可能性があるので考慮すべき。

### ○ (知財プロデューサーの業務について)

- ・プロジェクト当初にルールを決めメンバー全員に周知する事が重要。  
JSTのコンソーシアムは小さい企業が多く知財の基本的なことも知らない  
ので後でもめることがある。

(知財プロデューサーの能力について)

- ・JSTではコーディネータの能力を議論したが、「目利き」についてはネット  
ワークを持っていることやコミュニケーション能力が重要と思われる。

○ (知財プロデューサーの業務について)

- ・当初のルール作りに力を使わず、中身の研究戦略作りに力点を置いた方が良  
いのではないか。

(知財プロデューサーの能力について)

- ・これまでの業務経験を重視した能力基準が必要ではないか。

○ (知財プロデューサーの業務について)

- ・研究戦略まで知財プロデューサーが策定することは難しい。知財プロデュー  
サーの業務、役割を明確にする必要がある。

○ (知財プロデューサーの能力について)

- ・コンソーシアムによって、それに適した能力が選ばれていくのがよい。

○ 事務局

(知財プロデューサーの能力について)

- ・外国の出願等を意識する視点が必要。

5. 次回宿題。

- ・資料2について知財プロデューサーの業務と知財実務を明確にする。
- ・プロジェクト推進段階とプロジェクト終了段階の記載ぶりを考える
- ・資料3について「知財戦略」を入れる。
- ・資料3について知財プロデューサー自らがやらないものは△にする。
- ・能力については、今回の提示案を次回検討する。
- ・派遣スキームの大枠について案を提示する。